

22監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年5月25日に福岡市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 黒 子 秀勇樹
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

21監査公表第3号（平成21年2月9日付 福岡市公報第5612号 公表）分

・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

21監査公表第3号（平成21年2月9日付 福岡市公報第5612号 公表）分

（公の施設の指定管理者監査）

株式会社博多座

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p> <p>公の施設の修繕業務について適正な事務手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設の管理業務については、本市との協定に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、平成19年度「博多座の修繕に係る実施協定書」に基づく業務において不適切な事務が見受けられた。本市との協定や、指定管理者が自ら契約に係る基準を定めるなど、適正な事務手続を行うよう注意されたい。</p> <p>イ 契約規程が未整備であることから、工期や保証期間の記載のない請書を作成し、契約書に代えていた。</p>	<p>指定管理者において、契約規程の整備を行った。</p>